

## 第二東京弁護士会 弁護士会費額のご案内

2021年4月～2021年5月

弁護士会員・外国特別会員の弁護士会費は、下記(1)二弁一般会費及び日弁連会費と(2)会館特別会費を合算した額となります。

### (1) 二弁一般会費及び日弁連会費(月額)

修習期	①当会会費	②日弁連会費・特別会費		月会費合計 ①+②
		日弁連会費	日弁連特別会費	
68期以前	16,000	12,400	2,500	30,900
69期	(減額期間) 修習終了後満5年に達する年の9月まで 12,500	12,400	2,500	27,400
70期	(減額期間) 修習終了後満4年に達する年の9月まで 7,500	12,400	2,500	22,400
71期	(減額期間) 修習終了後満3年に達する年の9月まで 2,500	12,400	2,500	17,400
72期	(減額期間) 修習終了後満3年に達する年の9月まで 2,500	6,200 ★1	2,500	11,200
73期	(減額期間) 修習終了後翌年の5月まで 無料	6,200 ★1	2,500	8,700
外国特別会員	16,000	11,950	免除	27,950

#### ★1日弁連会費について

日弁連会費は「修習終了後満2年を経過しない分」について半額措置(6,200円)を行っておりますが、満2年を経過しますと12,400円となります。

### (2) 会館特別会費について

会館特別会費は、当会への「入会月」を起点としておりますので、入会時期により同修習期でも会費金額が異なる場合がございます。

平成5年12月21日から平成16年3月31日までに入会した弁護士会員・外国特別会員の方は、総額130万円のお支払いとなりますのでご注意ください。

※平成29年3月27日の臨時総会決議により、新65期以降の弁護士会員の方は、平成29年6月以降の会館特別会費の納付は免除となります。

※平成30年4月1日以降、当会に入会した弁護士会員・外国特別会員の方は、会館特別会費を納付する必要はございません。

#### 【平成16年4月1日以降入会の弁護士会員・外国特別会員】

入会時期に応じて以下の表の支払総額に満つるまで納付ください。

入会時期	支払総額
平成16年4月1日から平成20年3月31日まで	90万円
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	80万円
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	70万円
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	60万円
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	50万円
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで	40万円
平成30年4月1日以降	0円

#### 【平成16年4月1日から平成26年3月31日までに入会した弁護士会員】

上記(1)の会費合計に下記を合算して納付ください。

★当会入会1～2年目…月額 5,000円

★当会入会3年目以降…月額 10,000円

#### 【平成26年4月1日から平成30年3月31日までに入会した弁護士会員】

入会后最初の2年間、会館特別会費を徴収しておりません。その後は支払総額に満つるまで上記(1)の会費合計に下記を合算して納付ください。

★当会入会3～4年目…月額 5,000円

★当会入会5年目以降…月額 10,000円

#### 【平成16年4月1日から平成30年3月31日までに入会した外国特別会員】

在会1か月につき10,000円を上記(1)の会費合計に合算して納付ください。

### 【弁護士会費免除申請について(書式等は会員サービスサイトを参照ください)】

(出産、育児に伴う会費免除制度) 当会会員サービスサイトホーム > 会員サポート > 出産・子育て支援

若しくは、当会会員サービスサイトホーム > 書式・マニュアル > 6. 弁護士会への登録等

(疾病その他特別な事情による会費免除制度) 当会会員サービスサイトホーム > 書式・マニュアル > 6. 弁護士会への登録等

## 弁護士法人会費

弁護士法人区分	主たる事務所が当会会員の法人			従たる事務所が当会会員の法人
	①当会会費	②日弁連会費+日弁連特別会費	月会費合計 (①+②)	月会費合計 (左記①当会会費のみ)
社員が1人	8,000 (16,000×0.5)	2,980 (14,900×0.2)	10,980	8,000
社員が2人～10人以下	8,000 (16,000×0.5)	7,450 (14,900×0.5)	15,450	8,000
社員が11人以上	16,000 (16,000×1)	14,900 (14,900×1)	30,900	16,000

※毎年1月1日(入会の年においては入会時)の社員の総数に応じて、同年4月(入会の年においては入会月)から翌年の3月までの会費額が決定します。(社員数には、当会に所属しない社員も含まれます。)

## 外国法事務弁護士法人会費

弁護士法人区分	主たる事務所が当会会員の法人			従たる事務所が当会会員の法人
	①当会会費	②日弁連会費	月会費合計 (①+②)	月会費合計 (左記①当会会費のみ)
社員が1人	8,000 (16,000×0.5)	2,480 (12,400×0.2)	10,480	8,000
社員が2人～10人以下	8,000 (16,000×0.5)	6,200 (12,400×0.5)	14,200	8,000
社員が11人以上	16,000 (16,000×1)	12,400 (12,400×1)	28,400	16,000

※毎年1月1日(入会の年においては入会時)の社員の総数に応じて、同年4月(入会の年においては入会月)から翌年の3月までの会費額が決定します。(社員数には、当会に所属しない社員も含まれます。)

## 会費・弁護士法人会費の納付について

### 《 納付方法 》

#### ● 口座自動振替

※次の各銀行(三井住友 三菱UFJ みずほ りそな)の自動振替サービスがご利用いただけます。(手数料不要)

※口座振替をご希望の方は、当会会員サービスサイトから預金口座振替依頼書をダウンロードのうえ、事務局持参または郵送でご提出ください。

※なお、利用開始までに1～2か月程度かかりますので、その間の会費につきましては、事務局窓口かお振込みにてご納付ください。

※口座自動振替お申込みのスケジュール

お申込みは毎月10日締切りで、翌月25日(銀行休業日の場合は翌営業日)より振替開始となります。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

#### ● その他の納付方法→事務局窓口あるいは当会指定の振込先口座宛にご入金ください。

※当会指定の振込先口座につきましては、当会会員サービスサイトホーム>窓口等>会費の案内 をご覧ください。

※お振込みいただく際は振込人名義に下記の順番で、「弁護士登録番号」と「氏名」を必ず明記してください。

なお、登録番号と氏名の間にスペースは入力しないようお願いします。

例:12345ニベンタロウ (「登録番号」「氏名」の順で)

## 会館特別会費免除・減額・延納・分割納付申請について

本会入会前に所属していた弁護士会にて会館特別会費または会館建設のための寄付金を納付した場合や、疾病その他特別な事情を事由とする免除・減額・延納・分割納付制度がございます。

申請用紙は、当会会員サービスサイトホーム>書式・マニュアル>6. 弁護士会への登録等からダウンロードできます。